岩手県立一関清明支援学校 あすなろ分教室 高等部

- 1 期 間 令和6年9月2日(月)~12月20日(金)
- 2 対 象 令和7年度本校高等部入学選考に志願しようとする者で、学校教育法施行令 第22条の3に該当する者。

学校教育法施行令第22条の3

知的障害者

- 一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの
- 二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの

肢体不自由者

- 一 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの
- 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの

病弱者

- 一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が 継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの
- 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの
- ※あすなろ分教室は、上記病弱者・肢体不自由者であって、岩手病院あすなろ療育園に入 所する者、または入所予定の者。
- 3 申し込み 下記の担当まで<u>電話にて</u>ご連絡ください。その際に実施日時等の調整をい たします。

<申し込み先> あすなろ分教室 高等部

担当:副校長 安久都 ・ あすなろ分教室主任 大和田

Tel 0191-25-3294

4 その他

(1)教育相談にあたっては、「教育相談申込票」を担任が記入し、実施日の前日までに郵送または直接ご持参ください。

<郵送先> 〒021-0056 一関市山目字泥田山下 48-12

- 一関清明支援学校あすなろ分教室高等部
- (2) 個別の教育支援計画を作成している場合は、その写しをご持参ください。
- (3) 感染症防止のため、来校の際は検温の実施及びマスクの着用をお願いします。
- (4) 学校見学は随時実施しておりますので、希望される際は電話でご連絡ください。ただし、見学人数については密を避けるため、必要最小限で行いますのでご了承ください。